

令和5年（ウ）第1号 島根原発2号機運転差止仮処分申立事件

債権者 [REDACTED] 外3名

債務者 中国電力株式会社

準備書面（12）

（司法審査の在り方：債務者主張書面1の第1の1に対する反論）

2023（令和5）年12月6日

広島高等裁判所 松江支部 御中

債権者ら代理人弁護士 妻 波 俊一郎

同 河 合 弘 之

同 鈴 木 裕 也

同 水 野 彰 子

ほか

目次

第1	はじめに	3
第2	債務者主張書面1の第1の1（11頁～18頁）に対する反論	3
1	1の(1)（11頁～12頁）について	3
	(1) 債務者の主張	3
	(2) 債権者らの反論	3
2	1の(2)（12頁～14頁）について	6
	(1) 同第2段落（12頁）について	6
	(2) 同第3段落（12頁～14頁）について	6
	(3) 第4段落（14頁）について	7
3	1の(3)（14頁～18頁）について	10
	(1) 債務者の主張	10
	(2) 債権者らの反論	10
4	まとめ	11
第3	予備的主張	14

第1 はじめに

本件における司法審査の在り方（人格権侵害の具体的危険の要件）に係る債権者らの主張は、申立書および債権者ら準備書面（2）において詳述したとおりである。特に債務者主張書面1の第1の2「深層防護の第5の防護レベルの欠落ないし不十分である場合は人格権侵害の具体的危険性が認められる旨の主張について」（18頁～26頁）の項に対する反論は、債権者ら準備書面（2）をもって完了している。

本書面では、債務者主張書面1の第1の1「『高度な蓋然性』について」（11頁～18頁）の項を取り上げて、申立書および債権者ら準備書面（2）の主張を踏まえて再反論する。

第2 債務者主張書面1の第1の1（11頁～18頁）に対する反論

1 1の(1)（11頁～12頁）について

(1) 債務者の主張

債務者は、「人格権侵害の『高度な蓋然性』の存在を『人格権侵害の具体的危険』の必要条件とする立場は採用すべきではない」とする債権者らの主張に対して、「人格権に基づく妨害予防請求権の要件としての人格権侵害の具体的危険の解釈を誤ったものであって、理由がない」と主張する。

(2) 債権者らの反論

しかし、以下に述べるように、このような債務者の主張こそ「人格権侵害の具体的危険」の解釈を誤るものである。

ア 原発事故被害には、①生命および身体という最重要法益に対する被害の不可逆性・甚大性、②広範囲性、③長期・継続性、④全体性という4つの特異性がある。そのため、そのような被害は「万が一にも起こしてはならない」ものであって、最判平成4年10月29日民集46巻7号1174頁もそのことを明示している。

ところが、「万が一にも起こしてはならない」被害であるにもかかわらず、その観点で見ると、原発の安全対策は不確実かつ不安定なものと言わざるを得ない。⑤原発で発出されるエネルギーが膨大であって直ちに停止できないこと、⑥安全確保対策の要である安全装置が想定を超える自然災害に対して極めて脆弱であること、⑦地震や火山等の科学的に不確実な現象に対応しなければならないこと（安全装置の想定を超える自然災害が発生する可能性を十分な精度で予測できないこと）がその理由である。

イ このような原発事故被害特有の危険から生命・身体という最重要法益の保護を図るにあたっては、明白な危険の除去のみならず、許容せざるを得ない限度まで危険が低減されていることが求められる。従来の裁判例が「人格権侵害の高度な蓋然性までは認められない場合でも、発電用原子炉運転行為に内在する上記危険が社会通念上無視し得ないものである場合には『人格権侵害の具体的危険』を肯定し、差止請求を認容する」という要件解釈をこれまで採用してきたのも、その趣旨である（甲199・大塚論文）。

これに対して、「人格権侵害の『高度な蓋然性』の存在を『人格権侵害の具体的危険』の必要条件とする立場」は、まさに明白な危険さえ除去されていけば良いという立場であって、原発事故被害の特異性や原子力安全規制分野における知見の限定性さらには福島原発事故の教訓を踏まえないもの、原発事故被害のリスク認識を誤ったものと非難されなければならない。

ウ 如何に原発において安全確保対策が講じられたとしても、それによって安全性が担保されるのは設計の前提条件内のことであって、条件外の事象が発生した場合にはもはや安全性は担保されない。ところが、自然現象には現在の学問の知見を超えるような事象が起こることがあるため、原発稼働期間内に設計の前提条件外の事象が発生する可能性を否定することはおろか、その可能性が低いと断言することすらできない。

それにもかかわらず、福島第一原発事故以前の我が国は、そのような知見の限定性ないし科学の不確実性を踏まえずに、条件外の事象は起こらないと過信して、放射性物質が外部に異常放出される事態は「およそ起こり得ない」「抽象的・論理的危険にすぎない」等として、1層～5層の深層防護を徹底した安全対策を講じなかった。

その結果が福島第一原発事故であって、政府事故調査報告書は、同事故以前のリスク認識延いては5層の深層防護の不徹底が誤りであったという前提の下で、同事故の教訓として「リスクの捉え方を大きく転換すること」が必要だとしたのである（以上につき債権者ら準備書面（2））。

以上のような福島第一原発事故の教訓を踏まえれば、「人格権侵害の『高度な蓋然性』の存在を『人格権侵害の具体的危険』の必要条件とする立場」が採用されるべきではないことは明らかである。

たとえ「原子炉の運転期間中に当該原発の安全性に影響を及ぼす大規模自然災害の発生する可能性が具体的に高い」かどうかは不明であるとしても、5層の深層防護が徹底されていないのであれば、そのような原発を稼働することに内在する危険は、福島第一原発事故の教訓延いてはそれを踏まえた現行の原子力関連法令等に照らして、許容せざるを得ない程度まで低減されているとはいえない。その意味で、1層～5層の深層防護が徹底されていない原発を稼働することに内在する危険は、「人格権侵害の具体的危険」と認められるべきなのである。

エ 以上のとおりであるから、「人格権に基づく妨害予防請求権の要件としての人格権侵害の具体的危険の解釈を誤ったものであって、理由がない」とする債務者の主張こそが、具体的危険の解釈を誤ったものと断じられるべきである。

2 1の(2) (12頁～14頁) について

(1) 同第2段落 (12頁) について

ア 債務者の主張

債務者は「本件は、債権者ら個々の人格権が侵害される具体的危険性があるか否かが争点となるのであって、債権者ら個々人を離れた『周辺住民』の被害の可能性が問題となるものではない」と主張する。

イ 債権者らの反論

しかし、人格権を違法に侵害するおそれの有無を判断するにあたって「被害の第三者への広がり」が考慮事項となることは、これまでの最高裁判決が前提としてきたところである（田中豊・最高裁判所判例解説民事篇（平成7年度）739頁）。債務者の主張は、この点を踏まえないものであって適当ではない。

(2) 同第3段落 (12頁～14頁) について

ア 債務者の主張

債務者は「運転差止請求においては、・・・内在する潜在的な危険を顕在化させないようできるかどうか、具体的危険性の有無として判断されることになる」と主張する。

イ 債権者らの反論

(ア) ここでいう「内在する潜在的な危険」とは、原発の稼働においては「被曝による生命・身体等に対する危険」のことである。そして、その内在する潜在的な危険が顕在化した場合における被害の甚大性・不可逆性・広範囲性・全体性といった「被害の特異性」およびその危険の顕在化に対する「安全対策が不確実さを内在させていること」を前提として、そのような危険を万が一にも顕在化させないようにするために、我が国や国際原子力機関（IAEA）で採用されているのが「1層～5層の深層防護の徹底」である。

まさに1層～5層の深層防護が徹底されていないということは「原発に内在する危険が顕在化させないようにできていない」ということに他ならない。

(イ) なお、債権者らは、本申立においては、原発を稼働することに関して絶対的安全が必要だと主張しているわけではない。むしろ、絶対的安全が確保できないからこそ、広範かつ不可逆的な被害をもたらしかねない原発の稼働については、最低限「1層～5層の深層防護の徹底」がなされなければならないと主張しているのである。

もっと言えば、債権者らは、債務者のいうところの「科学技術利用に関する基本的理念」を踏まえて、科学技術利用の要件であるところの「安全」即ち「許容できない危険がないこと」を達成するために、「1層～5層の深層防護の徹底が必要である」と主張しているのである。債務者の反論は、債権者らが原発の稼働に関して絶対的安全を求めているかのようなミスリードを招く意図が見え隠れするものであって、そもそも適当ではない（1層～5層の深層防護の徹底が絶対的安全を求めるものではないことは、IAEAが、原発利用を前提に「1層～5層の深層防護の徹底」を求めていることからして明らかである。）。

(3) 第4段落（14頁）について

ア 債務者の主張

債務者は「原子力発電所の運転差止請求について、広範かつ不可逆的な被害の可能性があるからといって、債権者らの主張するように、人格権侵害の具体的危険性を肯定するために原子炉の運転に伴う重大な事故により放射性物質が環境に異常に放出される事態の発生する蓋然性が認められる必要がないとすることは、前述した侵害の発生前に予測に基づいて相手方の行為を制約するという人格権に基づく差止請求権の性質を超える結果をもたらすばかりでなく、上記のような福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ立法され

た改正後原子炉等規制法による原子炉の安全規制を正解せず、同法の拠って立つ科学技術の利用に関する基本的な理念にも反するものであって、到底採用されるべきものではない。」と主張する。

イ 債権者らの反論

(ア) しかし、「原子炉の運転に伴う重大な事故により放射性物質が環境に異常に放出される事態の発生する蓋然性」の有無、即ち「原子炉の運転期間中に当該原発の安全性に影響を及ぼす大規模自然災害の発生する可能性が具体的に高い」といえるか否かは、そもそも現在の科学的知見の下では、自然災害の予測に係る分野の未成熟性等に由来するその知見の限定性（不確実性）ゆえに、たとえその分野のトップランナーの科学者であっても（≡現代を生きる誰であっても）十分な精度をもって予測することができないものである。しかるに、「原子炉の運転期間中に当該原発の安全性に影響を及ぼす大規模自然災害の発生する可能性が具体的に高い」といえなければ差止が認められないとなれば、それは、“現在の科学的知見の下では疎明が不可能な事実”を発電用原子炉運転差止請求権の要件とすることに等しい。

そのような明確な危険がなければ差止請求を認めないという解釈は、前述した原発事故被害の特異性（万が一にも起こしてはならない深刻な被害であること）、さらには、万が一にも起こしてはならない被害であるにもかかわらず（その観点で見ると）原発の安全対策は不確実かつ不安定なものであることに照らせば、生命・身体という重要法益の保護としてあまりに狭きに失する。

(イ) そもそも、債権者ら準備書面（２）においても詳述したように、如何に設計によって安全対策を講じたとしても、それによる安全性は、設計の前提条件外の事象に対しては担保されない（これは、第１～第３の防護レベルに係る設計だけでなく、第４の防護レベルについても当然に妥当

する)。そして、そのような前提条件外の事象が起こるかどうかは、現在の科学的知見の下では、その知見の限定性ゆえに十分な精度をもって予測することができない（不確実であって、起こる可能性を否定することはおろか、その可能性が低いと断定することすらできない）。しかるに、前提条件外の事象が起こらないと過剰なまでに過信して必要な対策を行った結果が、福島第一原発事故だった。だからこそ、福島第一原発事故のような想定を超えた巨大津波等（想定を超えた事象）による原発のシビアアクシデントのように広域にわたり甚大な被害をもたらす事故・災害の場合には、発生確率にかかわらずしかるべき安全対策・防災対策を立てておくべきである。これが政府事故調査報告書（甲2）に記載されている福島第一原発事故の教訓であり、現行の原子力関連法令等において「1層～5層の深層防護の徹底」が要求されている趣旨である。

このことからすれば、「原子炉の運転期間中に当該原発の安全性に影響を及ぼす大規模自然災害の発生する可能性が具体的に高い」かどうかは現在の科学的知見の下では誰も（その分野のトップランナーであっても）予測できない以上、広域にわたり甚大な被害をもたらす可能性が内在する原発の稼働については、発生確率にかかわらずしかるべき安全対策・防災対策を立てて初めて「安全」すなわち「許容せざるを得ない限度まで危険が低減された」と評価できる。そして、ここでいう「発生確率にかかわらずしかるべき安全対策・防災対策」とは、現行の原子力関連法令等においては「1層～5層の深層防護の徹底」である（原子力基本法2条2項、原子力規制委員会設置法1条等）。したがって、「1層～5層の深層防護の徹底」がなされていない原発の稼働に内在する危険は、たとえ「原子炉の運転期間中に当該原発の安全性に影響を及ぼす大規模自然災害の発生する可能性が具体的に高い」かどうかは明らかでないとしても、福島第一原発事故の教訓を踏まえた現行の原子力関連法令

等の下では、「許容せざるを得ない限度まで低減されていない危険」として、差止の根拠たり得る危険すなわち「人格権侵害の具体的危険」と認められなければならない。

このような解釈こそが「福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ立法された」原子力関連法令等の正解であって、「同法の拠って立つ科学技術の利用に関する基本的な理念」に合致するものである。

(ウ) 以上のとおりであるから、債務者の上記の主張は、福島第一原発事故の教訓を踏まえて立法された原子力関連法令等を正解せず、同法の拠って立つ原発技術利用に関する基本理念にも反するものとして、批判されなければならない。

3 1の(3) (14頁～18頁) について

(1) 債務者の主張

債務者は、「令和3年水戸地裁判決の判示のうち足権者らの上記解釈と趣旨を共にする部分は、……相当でないといわざるを得ない」とも主張する。

(2) 債権者らの反論

ア しかし、水戸地裁令和3年3月18日判決が正当であることについては、既に債権者ら準備書面(2)において詳述したとおりである。

即ち、原発の安全対策に係る深層防護の第1～第5の防護レベルのいずれかが欠落し又は不十分である場合、そのような原発を稼働することに内在する危険は、現行の原子力関連法令等において要求される限度まで低減されているとは評価できない。

そして、そのような危険の存在を放置したままに原発を稼働すること(延いてはそれによる経済的・公共的利益を優先すること)は、現行の原子力関連法令等において正当化できる余地がない(原子力基本法2条参照)。

したがって、原発の安全対策に係る深層防護の第1～第5の防護レベルのいずれかが欠落し又は不十分である原発を稼働することに内在する危険は、

許容せざるを得ない危険に至っているとは到底評価できず、原発稼働の差止め
の根拠たり得る危険すなわち「人格権侵害の具体的危険」と評価すべきで
ある。

以上から、「深層防護の第1から第5の防護レベルのいずれかが欠落し又
は不十分な場合には、発電用原子炉施設が安全であるということはできず、
周辺住民の生命、身体が害される具体的危険があるというべきである」との
水戸地裁判決（甲1）の判断枠組みが本件においても採用されるべきなので
ある。

イ なお付言すると、以上の主張は女川原子力発電所に係る民事差止請求訴訟
（仙台高裁令和5年（ネ）第206号 女川原子力発電所運転差止請求控訴
事件）においても同様に展開している（本申立てに係る令和5年9月25日
進行協議期日における債権者らのプレゼンテーション「司法審査の在り方」
も同様に実施している）ところ、仙台高裁第3民事部（瀬戸口壯夫裁判長）
は、令和5年10月3日第1回口頭弁論期日後の進行協議期日において、水
戸地裁判決の上記判断枠組みに則って「避難計画等の実効性の有無」につい
て審議をすることを明示している。

4 まとめ

以上、債務者主張書面1の第1の1「『高度な蓋然性』について」における債
務者の主張に対して、全体的に反論した。以上を踏まえ、司法審査の在り方（人
格権侵害の具体的危険の要件）に関する債権者らの主張を総括する。

- (1) 債務者は「島根2号機において放射性物質を環境へ大量に放出する事態に
至るまでの機序及び蓋然性が肯定されなければならない」というが、前述し
たように、①原発施設に関して如何に安全対策を講じたとしても、それによ
って確保される安全は、その対策に係る設計の前提条件を超える事象が発生
した場合には担保されない。しかも、②そのような前提条件を超える事象が
原子炉稼働期間中に発生するか否かについては、現在の科学的知見の下で

は、どれほどの専門家であっても十分な精度をもって予測できない。③万が一そのような事象が生じた場合には、広域にわたり甚大且つ不可逆的な被害をもたらす、事後的な権利回復はおよそ不可能である。このことは債務者はもとより社会一般において争いがない事実であって、実際、上記①②については東海第二原子力発電所の事業者である申立外日本原子力発電株式会社も「被告は、本件発電所における基準地震動を策定するに当たり、最新の科学的・技術的知見に加えて被告の行った詳細な各種調査により得られたデータ等を踏まえ、地震動評価を行ったが、それでもなお、基準地震動を上回る強さの地震動が発生することを完全に否定し尽くすことはできないことは認識している」と認めていた（甲200・令和元年6月4付「平成31年4月25日付原告ら準備書面(71)の求釈明事項について。下線は債権者ら代理人）。

そして、だからこそ、原発の稼働に内在する危険に関して、④政府事故調査報告書は「発生確率にかかわらずしかるべき安全対策・防災対策を立てておくべきである」とし、⑤現行の原子力関連法令等は「1層～5層の深層防護の徹底」を要求しているのである。

以上①～⑤に加え、⑥原子力基本法自体が「安全確保を旨として」と定めて生命・身体等のための安全確保が最優先であること（事業者側の経済的利益や公共的利益を安全より優先してはならないこと）を宣言していること（原子力基本法2条1項2項参照）も併せ考えれば、「島根2号機において放射性物質を環境へ大量に放出する事態に至るまでの機序及び蓋然性」即ち「原子炉の運転期間中に当該原発の安全性に影響を及ぼす大規模自然災害の発生する可能性が具体的に高いこと」という現在の科学的知見の下では誰にも明らかにできない事項が証明（疎明）されなければ「人格権侵害の具体的危険」延いては差止請求権が認められないとする債務者の主張こそが、差止請求権の意義を必要以

上に狭めるものであって、同請求権に関する解釈として不合理であると断じられなければならない。

- (2) なお、債権者らは、従前の主張を見れば明らかなように、「『1層～5層の深層防護の徹底』がなされていない場合には『原発の稼働に内在する危険が許容せざるを得ない限度まで低減されない』こと」を主張しているのであって、「『1層～5層の深層防護の徹底』がなされていない場合には『原子炉運転に伴う重大な事故により放射性物質が環境に異常に放出される事態の発生する蓋然性が認められる又は擬制されるということになる』こと」を主張しているものではない。そして、「『原発の稼働に内在する危険が許容せざるを得ない限度まで低減されない』場合に『人格権侵害の具体的危険』が認められる」という解釈自体は、前述のとおり、これまでの多くの原発差止民事訴訟において採用されてきた解釈である（甲199・大塚論文）。

そもそも債務者の主張する論理は、「原子炉の運転に伴う重大な事故により放射性物質が環境に異常に放出される事態の発生する蓋然性」が認められることが必要であるとするものであるが、このような論理を前提にすると、例えば第4の防護レベルに係るシビアアクシデント対策に不備があっても「原子炉の運転に伴う重大な事故により放射性物質が環境に異常に放出される事態の発生する蓋然性」を債権者らが証明（疎明）できなければ差止請求を認めなくてよいということになる。そのような解釈が現行の原子力関連法令等の下で許容されるはずもなく、その意味でも債務者の主張する論理は破綻していると言わざるを得ない。

結局、債務者らの主張は、「第4の防護レベル及び第5の防護レベルが放置されていた上に第1～第3の防護レベルすらも不十分だった福島第一原発についてすら人格権に基づく差止請求を認められるべきではないのだ」というに等

しく¹、そのような解釈は、福島第一原発事故後の現在において断じて採用されてはならないこと²は論を俟たないものというべきである。

- (3) 以上のとおりであるから、「島根2号機において放射性物質を環境へ大量に放出する事態に至るまでの機序及び蓋然性が肯定されなければならない」という債務者の主張（人格権侵害の具体的危険に係る要件解釈）は、断じて採用されるべきではないのである。あくまでも申立書および債権者ら準備書面（2）において論じてきたように、第1～第5の防護レベルのいずれかが欠落し又は不十分である場合には、そのような原発に内在する危険は許容せざるを得ない限度まで低減されているとはいえないから、人格権侵害の具体的危険を認めるべきなのである。

第3 予備的主張

なお、以上の論証を踏まえても貴庁が債務者と同様の立場を採用するのであれば、以下の点を留意されたい。

- 1 人格権に基づく差止請求権の要件は、「人格権を違法に侵害するおそれが存在すること」である（最判平成7年7月7日等。違法侵害説）。
- 2 そして、違法か否かの判断は従来から「受忍限度論」が採られてきたところ、原発運転差止訴訟以外の差止訴訟は、「受忍限度論」に係る判断に当たって「人格権侵害の具体的危険」を「人格権侵害の高度な蓋然性」と解釈しつつ、それを「判断要素」の一つとは位置付けても「要件」とまでは位置付けていなかった。即ち、原発運転差止訴訟以外の差止訴訟においては、「人格権侵害の高度な蓋然性」という意味での「人格権侵害の具体的危険」がある場合に「人格権を違法

¹ 申立書41頁以下でも示した「東北地方太平洋沖地震発生の直前である2011（平成23）年1月1日の時点で、今後30年以内に震度6強の地震が発生する確率は、福島第一原発において0.0%とされていた。」という事実を改めて想起されたい。

² 福島第一原発事故以前において少なくとも福島第一原発事故前に差止請求が提起されたと仮定した場合に請求棄却の結論が導かれるような緩やかな判断手法は絶対に採用されてはならないことを指摘するものとして、例えば大塚直・法学教室410号84頁以下参照。

に侵害するおそれ」と評価されることは当然として、それ以外の場合であってもその侵害の危険が受忍限度外と評価できる限りは「人格権を違法に侵害するおそれ」と評価される余地を肯定してきたのである（例えば、東京高裁平成15年9月29日判決・国立感染症研究所実験等差止訴訟控訴審判決³参照）。

- 3 他方で、原発差止民事訴訟に係る従来の裁判例は、他の訴訟と同様に違法侵害説に立ちつつも、『人格権侵害の具体的危険』が肯定される場合には、上記要件も充足される」という立場を一貫して採用してきた。その一方で、「人格権侵害の具体的危険」の有無に係る判断については、「人格権侵害の高度な蓋然性があ

³ 同判決は、司法審査の在り方に関し、「違法な権利侵害ないし法益侵害が存するかどうか（いわゆる受忍限度）を判断するに当たっては、基本的にはこれまでの判例によって示されている判断基準に従うべきものであり、要するに控訴人らが主張する侵害行為の態様と侵害の程度、被侵害利益の性質と内容、侵害行為のもつ公共性ないし公益上の必要性の内容と程度等を比較検討するほか、侵害行為の開始とその後の継続の経過及び状況、その間に執られた被害の防止に関する措置の有無及びその内容、効果等の事情をも考慮し、これらを総合的に考察してこれを決すべきものであると解するのが相当である。…〔略〕…本件において控訴人らが主張している要旨は、上記のとおり、感染研（戸山庁舎）の施設及び運営自体に存する危険性等が原因となって、戸山庁舎から病原体等が排出、漏出等されて、それが周辺地域に居住等している控訴人らに感染し、その生命、身体、健康等そのもの及びこれらから派生する平穏な生活を営む利益を侵害し又は侵害する危険性が存するというものであって、特に生命、身体、健康等に関しては、単なる睡眠妨害、会話・電話による通話、テレビの聴取に対する妨害及びこれらの悪循環による精神的苦痛等のいわゆる生活妨害の範疇にとどまる自動車騒音等による被害とは、その被侵害利益の性質、内容が本質的に異なっており、生命、身体、健康等という人間の生存にとってかけがえのない極めて重大な利益が対象とされている。また、控訴人らが主張している侵害行為は、被控訴人の設置に係る感染研（戸山庁舎）の保有する病原体等が外部周辺地域へ現に排出、漏出等されており、ないしはその可能性があるというものであって、ひとたび病原体等が外部に排出、漏出等されるような事態が発生すれば、その病原体等の病原性、感染力、漏出量及び伝播の範囲等の条件如何によっては、最悪の場合には回復が事実上極めて困難な甚大な被害を招来する危険性があることは何人も否定することができないであろう。したがって、本件において差止請求が認められるか否か（受忍限度の範囲内か否か）を判断するに当たっては、特に上記のような本件に特有な問題について十分に配慮する必要がある。その上で、仮に上記侵害行為によって控訴人らの生命、身体、健康等に対して現に病原体等による感染の危険性という具体的な危険性が生じていることが明らかにされたときには、その事柄の重大性、深刻性及び緊急性にかんがみ、上記違法性の判断枠組みのうちの他の考慮要素は相対的に重要度が低いものとの評価を受け、当該侵害行為は違法性を有するものとして差し止められるべきものであると解するのが相当である。これに対して、控訴人らの生命、身体、健康等に対する具体的な危険性が生じているとはいえず、単に抽象的、一般的な危険性が存するにとどまるときには、上記受忍限度論の判断基準に従って受忍限度の範囲内にあるか否かを決定すべきであると考える。」と判示した（下線・太字は引用者による）。

るか否か」ではなく「発電用原子炉運転行為に内在する生命・身体等に対する危険が社会通念上無視し得ないものであるか否か」という基準で判断をしてきた。

ここでいう「社会通念上無視し得るか否か」という基準は実質的には「受忍限度論」的判断である。このことからすれば、原発差止民事訴訟に係る従来の裁判例は、まさに「人格権侵害の具体的危険」の有無の判断の中で実質的な「受忍限度論」的判断を行うことを前提に、『人格権侵害の具体的危険』が肯定される場合には、『人格権を違法に侵害するおそれ』という要件も充足されると解してきたものと理解できる。

- 4 原発の稼働に人格権（それも生命・身体という重要法益の）侵害の危険が内在していること自体には争いが無い。その危険が現実化した場合における被害の甚大性・不可逆性・広範囲性についても争いはない。

そうである以上、原発民事差止訴訟に係る従来の裁判例のように『原発稼働に内在する危険が受忍限度まで低減されているか否か（＝違法と評価されるべきか）』の判断を『人格権侵害の具体的危険』の有無に係る判断の中で行う」のであれば格別、そうではなく原発民事差止訴訟以外の差止訴訟に係る裁判例のように『人格権侵害の高度な蓋然性』があるか否かのみをもって『人格権侵害の具体的危険』の有無の判断を行う」のであれば、「人格権侵害の具体的危険」が認められないからといって直ちに差止請求を棄却するのは適当ではない。原発稼働に内在する危険が受忍限度まで低減されているか否かについて別途判断をしなければならないというべきである。

- 5 この点、福島第一原発事故は、原発事故被害に係る上記の特異性や現在の科学的知見の限定性を踏まえずに、設計に係る前提条件外の事象が起こらないと過剰なまでの自信を抱いていた（論理的・抽象的危険にすぎないと無視していた）がゆえに防げなかった事故であった（甲2：415頁）。

このような福島第一原発事故の失敗を踏まえ、政府事故調査報告書は、「リスクの捉え方を大きく転換すること」即ち「今回のような巨大津波災害や原子力

発電所のシビアアクシデントのように広域にわたり甚大な被害をもたらす事故・災害の場合には、発生確率にかかわらずしかるべき安全対策・防災対策を立てておくべきである、という新たな防災思想が、行政においても企業においても確立される必要がある」との教訓を示した（甲 2 : 4 1 5 頁）。

そして、現行の原子力関連法令等は、以上の福島第一原発事故の教訓を踏まえて、原発の安全対策として「1層～5層の深層防護の徹底」を要求するとともに（原子力基本法2条、原子力規制委員会設置法1条、甲3：69頁以下等）、生命・身体等の保護を目的とする「安全確保を旨とし」ていること（＝生命・身体等の保護を目的とする安全確保が最優先であること。原子力基本法2条）を明示している。

以上からすれば、「原子炉の運転期間中に当該原発の安全性に影響を及ぼす大規模自然災害の発生する可能性が具体的に高いこと」が認められない場合であっても、「1層～5層の深層防護の徹底」がなされていない場合には、そのような原発稼働に内在する危険は、「許容せざるを得ない限度まで低減されている」と評価することはできないということになる。即ち、そのような原発稼働に内在する危険は、すくなくとも福島第一原発事故を経験した現在では社会通念上無視し得るようなものではないのであって、「人格権侵害の高度な蓋然性」はなくても「人格権を違法に侵害するおそれ」はあるはずである。

- 6 以上のとおりであるから、もし貴庁が「原子炉の運転期間中に当該原発の安全性に影響を及ぼす大規模自然災害の発生する可能性が具体的に高いこと」の疎明がないことを理由に「人格権侵害の具体的危険」を否定する解釈を採用する場合であっても、「1層～5層の深層防護の徹底」がない原発の稼働に対する差止請求権を否定する理由にはならない。「1層～5層の深層防護の徹底」がない原発を稼働する行為は、当該行為に内在する危険が許容せざるを得ない限度まで低減されているとは評価できない以上、たとえ「原子炉の運転期間中に当該原発の安全性に影響を及ぼす大規模自然災害の発生する可能性が具体的に高いこと」とい

う意味においての「人格権侵害の具体的危険」が認められないとしても、「生命・身体を違法に侵害するおそれ」は認められるべきである。

- 7 以上のおりであるから、いずれにせよ「原子炉の運転期間中に当該原発の安全性に影響を及ぼす大規模自然災害の発生する可能性が具体的に高いこと」が疎明されない限りは人格権に基づく差止請求権が認められないとする債務者の主張は、いずれにせよ採用されるべきではない。

以 上